

介護老人保健施設 クララトーホー のご案内

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

・施設名	医療法人社団三思会	介護老人保健施設 クララトーホー
・開設年月日	平成16年4月1日	
・所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3208番地1	
・電話番号	0277（52）2700	
・ファックス番号	0277（55）5858	
・管理者名	鷲田 雄二（医師）	
・施設長名	鷲田 雄二（医師）	

（2）介護老人保健施設の理念と役割

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

①包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

②リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

③在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

④在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

⑤地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

この理念に沿って、当施設では次のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<介護老人保健施設クラトールホーの運営方針>

高齢社会が進み、老人の人口が増加する中、核家族に代表される現代社会での生活形態の変容は、家族に大きな犠牲を払うこととなる要介護利用者様を家庭に帰すことを大変困難にしています。しかしながら年老いた人たちにとって最も幸せなことは、生まれ育った家で家族と共に生活することです。我々は地域社会と密着した介護老人保健施設を病院と家庭の架け橋の場と考えております。

<介護老人保健施設クラトールホーの施設理念>

地域に根ざした質の高い看護・介護の提供に努めます。

<介護老人保健施設クラトールホーの基本方針>

- ・私たちは、地域密着に努め、高齢者の方々の生活のよりどころとなるよう努めます
- ・私たちは、ご利用者様、ご家族様のプライバシーを守り、必要な情報は、正確にお伝えします。
- ・私たちは、より良い看護、介護ができるよう日々研鑽しサービス提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者様が楽しく生活ができる環境を提供します。
- ・私たちは、ご利用者様と同じ目線の対応ができるようにします。

(3) 施設の職員体制 (入所・短期入所・介護予防短期入所)

	常勤換算配置職員数	業務内容
医 師 (管理者・施設長)	1 人	施設従業者の管理及び業務の実施状況の把握、施設運営、その他の管理を一元的に行う。又、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	0.27 以上	医師の指示に基づき薬剤の管理及び服薬指導を行う
看護職員	5.3 人以上	医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等を行い、サービス計画等により看護業務を行う。
介護職員	13.4 人以上	サービス計画等により医学的管理に基づく介護業務を行う。
歯科衛生士	1 人	医師・歯科医師の指示に基づき、利用者の口腔内とその周辺部の健康状態をチェックし、その清潔保持のための洗浄・歯磨き、または食事の指導を行う。
支援相談員	1 人以上	利用者及び家族から処遇上の相談に適切に応ずるとともに入退所事務等を行う。
管理栄養士	1 人	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。
介護支援専門員	1 人以上	サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0.8 人以上	医師の指示を基にリハビリテーションプログラムを作成し、必要なリハビリテーションを計画的に行う。
事務(事務長含む)	3 人以上	施設事務、庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。
調理員	委託	管理栄養士の指示の下で、利用者に提供する食事を調理する。

※上記人数は規定人数です。

(4) 入所定員等

- ・定 員 56名
 (オリーブ2F 26名・オレンジ3F 30名、短期入所、介護予防短期入所を含む)
- ・療養室 従来型個室 4室 (オレンジ3F)
 2人室 4室 (オリーブ2F 3室、オレンジ3F 1室)
 4人室 11室 (オリーブ2F 5室、オレンジ3F 6室)

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事（食事は原則としてホールでおとりいただきます）

朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時

③入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、原則的に週2～3回程度ご利用いただけます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合や中止させていただく場合があります。

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の介護方法の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦相談援助サービス

⑧利用者が選定する特別な食事の提供

⑨理美容サービス（毎月2回来訪します）

⑩行政手続代行

⑪その他

※これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただきます。利用者の現病歴等を定期的に情報共有することで状態が急変した場合等には、速やかに対応していただけるよう連携を図っています。

・協力医療機関

名 称	医療法人社団 三思会 東邦病院
所在地	群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

・協力歯科医療機関

名 称	長谷川歯科医院
所在地	群馬県太田市由良町294番地1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先、もしくは入所時にお聞きしている連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

・食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、原則的には食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会

感染症防止対策の為、面会に制限があります。その都度ご確認ください。また、場合によっては面会者の確認をさせていただくことがございますのでご了承ください。

・外出・外泊

外出や外泊をされる場合には事前に職員へ申し出た上で所定の手続きをしてください。尚、外泊については、日数に制限がありますので、具体的な日程等は事前に支援相談員等にご相談ください。

・飲酒、喫煙

入所中の飲酒、喫煙につきましてはご遠慮願います。

・火気の取扱い

入所中の火気の取扱いは禁止させていただきます。

・設備・備品の利用

施設内の設備や備品は大切にご使用ください。万が一、設備・備品を破損した場合は弁償していただくこともあります。

・所持品・備品等の持ち込み

日常ご使用されている愛用品については、原則的にお持ちいただいても結構です。ただし、他の利用者等に影響のないものに限りです。

・金銭・貴重品の管理

金銭や貴重品は原則的にお持ちにならないようお願いいたします。盗難・紛失については当施設は責任を負いかねます。

・受診、薬剤の処方

入所中の標準的な医療行為、薬剤の処方等は、当施設で行います。尚、当施設での薬剤の処方については、効果は同等であっても名称の異なる薬剤（ジェネリック医薬品）を原則的に使用しますので予めご了承ください。外出や外泊中においても同様に、他の医療機関に受診したり、投薬を受けたりすることは原則的にはできませんが、急変時等はこの限りではありません。やむを得ず他の医療機関等に受診したり、投薬を受けたりした場合は、当施設に必ず連絡してください。

・面会時のペットの持ち込み

面会にお越しいただく方のペットの持ち込みは可能ですが、持ち込まれる際に受付窓口にお声かけください。

・移室、移転

入所中、療養上の事由等によりベッド、部屋、フロアを異動していただく場合がありますので予めご了承ください。

・携帯電話の持ち込み及び使用について

携帯電話の持ち込みは原則的にお持ちいただいても結構ですが、療養上に支障が生じる場合はご相談させていただくことがございます。また、使用に関しては他の利用者の迷惑にならないよう配慮をお願い致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員ならびに介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談担当：佐藤 優彦・多田 典子・西澤 章子

電話番号：0277（52）2700

受付日時：月曜から金曜 午前9時から午後5時まで

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

介護老人保健施設 クララトーホー のご案内

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団三思会 介護老人保健施設 クララトーホー
- ・開設年月日 平成16年4月1日
- ・所在地 群馬県桐生市広沢町2丁目3208番地1
- ・電話番号 0277（52）2700
- ・ファックス番号 0277（55）5858
- ・管理者名 鷲田 雄二（医師）
- ・施設長名 鷲田 雄二（医師）
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（第1050380037号）

（2）介護老人保健施設の理念と役割

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

①包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

②リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

③在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

④在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

⑤地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

通所リハビリテーションにおいては、これらをふまえて、さらに、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、サービスの提供を行い、在宅ケアを支援することを目的としています。

この理念に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

<介護老人保健施設クラトールホーの運営方針>

高齢社会が進み、老人の人口が増加する中、核家族に代表される現代社会での生活形態の変容は、家族に大きな犠牲を払うこととなる要介護利用者様を家庭に帰すことを大変困難にしています。しかしながら年老いた人たちにとって最も幸せなことは、生まれ育った家で家族と共に生活することです。我々は地域社会と密着した介護老人保健施設を病院と家庭の架け橋の場と考えております。

<介護老人保健施設クラトールホーの施設理念>

地域に根ざした質の高い看護・介護の提供に努めます。

<介護老人保健施設クラトールホーの基本方針>

- ・私たちは、地域密着に努め、高齢者の方々の生活のよりどころとなるよう努めます
- ・私たちは、ご利用者様、ご家族様のプライバシーを守り、必要な情報は正確にお伝えします。
- ・私たちは、より良い看護、介護ができるよう日々研鑽しサービス提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者様が楽しく生活ができる環境を提供します。
- ・私たちは、ご利用者様と同じ目線の対応ができるようにします。

(3) 施設の職員体制 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師 (管理者・施設長)	1	2	施設従業者の管理及び業務の実施状況の把握、施設運営、その他の管理を一元的に行う。又、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看護職員	0	0	医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等を行い、サービス計画等により看護業務を行う。
介護職員	2	1	サービス計画等により医学的管理に基づく介護業務を行う。
歯科衛生士	1	0	医師・歯科医師の指示に基づき、利用者の口腔内とその周辺の健康状態をチェックし、その清潔保持のための洗浄・歯磨き、または食事の指導を行う。
支援相談員	1 (1)	0	利用者及び家族から処遇上の相談に適切に応ずるとともに入退所事務等を行う。
理学療法士	6	1	医師の指示を基にリハビリテーションプログラムを作成し、必要なりハビリテーションを計画的に行う。
作業療法士	3	0	
言語聴覚士	1	0	
管理栄養士	1	0	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。
総務(事務長含む)	4	0	施設事務、庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。

*職員は老健業務を兼務しています。

*令和6年6月1日現在

(4) 通所定員 20名 3部制

2. サービス内容

- ①通所リハビリテーション計画の立案
- ②医学的管理・看護
- ③介護
- ④リハビリテーション
- ⑤相談援助サービス
- ⑥相談援助
- ⑦その他

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

詳細についてはご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関	名 称	医療法人社団 三思会 東邦病院
	所在地	群馬県みどり市笠懸町阿左美 1 1 5 5 番地

4. 施設利用にあたっての留意事項

・食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、原則的には食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・飲酒、喫煙

利用中の飲酒、喫煙につきましてはご遠慮願います。

・設備・備品の利用

施設内の設備や備品は大切にご使用ください。万が一、設備・備品を破損した場合は弁償していただくこともあります。

・所持品・備品等の持ち込み

日常ご使用されている愛用品については、原則的にをお持ち頂いても結構です。ただし、他の利用者等に影響のないものに限りです。

・金銭・貴重品の管理

金銭や貴重品は特段の事情がない限り、お持ちにならないようお願いいたします。盗難・紛失については当施設は責任を負いかねます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、相談担当者を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

相談担当：上杉 真也 佐藤 優彦

電話番号：0277（52）2700（代表） 0277（55）5859（直通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

その他

群馬県健康福祉部介護高齢課介護保険係

電話番号：027-226-2562

群馬県国民保健団体連合会介護保険課介護・障害係

電話番号：027-290-1323

桐生市役所長寿支援課

電話番号：0277-46-1111

みどり市役所介護高齢課

電話番号：0277-76-0974

太田市役所介護サービス課

電話番号：0276-47-1939

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

ユニット型介護老人保健施設 クララトール のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団三思会 ユニット型介護老人保健施設 クララトール
- ・開設年月日 平成16年4月1日
- ・所在地 群馬県桐生市広沢町2丁目3208番地1
- ・電話番号 0277(52)2700
- ・ファックス番号 0277(55)5858
- ・管理者名 鷺田 雄二(医師)
- ・施設長名 鷺田 雄二(医師)

(2) 介護老人保健施設の理念と役割

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

①包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

②リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

③在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

④在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

⑤地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

この理念に沿って、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

＜ユニット型介護老人保健施設クラトーホーの運営方針＞

高齢社会が進み、老人の人口が増加する中、核家族に代表される現代社会での生活形態の変容は、家族に大きな犠牲を払うこととなる要介護利用者様を家庭に帰すことを大変困難にしています。しかしながら年老いた人たちにとって最も幸せなことは、生まれ育った家で家族と共に生活することです。我々は地域社会と密着した介護老人保健施設を病院と家庭の架け橋の場と考えております。

＜ユニット型介護老人保健施設クラトーホーの施設理念＞

地域に根ざした質の高い看護・介護の提供に努めます。

＜ユニット型介護老人保健施設クラトーホーの基本方針＞

- ・私たちは、地域密着に努め、高齢者の方々の生活のよりどころとなるよう努めます
- ・私たちは、ご利用者様、ご家族様のプライバシーを守り、必要な情報は、正確にお伝えします。
- ・私たちは、より良い看護、介護ができるよう日々研鑽しサービス提供に努めます。
- ・私たちは、ご利用者様が楽しく生活ができる環境を提供します。
- ・私たちは、ご利用者様と同じ目線の対応ができるようにします。

(3) 施設の職員体制 (入所・短期入所・介護予防短期入所)

	常勤換算配置職員数	業務内容
医 師 (管理者・施設長)	1 人	施設従業者の管理及び業務の実施状況の把握、施設運営、その他の管理を一元的に行う。又、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
薬剤師	0.27 人 (兼務)	医師の指示に基づき薬剤の管理及び服薬指導を行う
看護職員	2.3 人 (兼務)	医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等を行い、サービス計画等により看護業務を行う。
介護職員	8.0 人以上	サービス計画等により医学的管理に基づく介護業務を行う。
歯科衛生士	1 人以上 (兼務)	医師・歯科医師の指示に基づき、利用者の口腔内とその周辺の健康状態をチェックし、その清潔保持のための洗浄・歯磨き、または食事の指導を行う。
支援相談員	1 人以上 (兼務)	利用者及び家族から処遇上の相談に適切に応ずるとともに入退所事務等を行う。
管理栄養士	1 人以上 (兼務)	献立の作成、栄養指導、嗜好調査等利用者の食事・栄養管理を行う。
介護支援専門員	1 人以上 (兼務)	サービス計画等の原案を作成し、その他ケアマネジメントを行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	0.8 人以上 (兼務)	医師の指示を基にリハビリテーションプログラムを作成し、必要なリハビリテーションを計画的に行う。
事務(事務長含む)	3 人以上	施設事務、庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。
調理員	委託	管理栄養士の指示の下で、利用者に提供する食事を調理する。

※上記人数は規定人数です。

(4) 入所定員等

- ・定 員 24名
 (オリーブ2F 24名、短期入所、介護予防短期入所を含む)
- ・療養室 ユニット型個室 24室 (一般棟)

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②食事（食事は原則としてユニットでおとりいただきます）

朝食 8時 昼食 12時 夕食 18時

③入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、原則的に週2～3回程度ご利用いただけます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合や中止させていただく場合があります。

④医学的管理・看護

⑤介護（退所時の介護方法の支援も行います）

⑥リハビリテーション

⑦相談援助サービス

⑧利用者が選定する特別な食事の提供

⑨理美容サービス（毎月2回来訪します）

⑩行政手続代行

⑪その他

※これらのサービスの中には、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただきます。利用者の現病歴等を定期的に情報共有することで状態が急変した場合等には、速やかに対応していただけるよう連携を図っています。

・協力医療機関

名 称	医療法人社団 三思会 東邦病院
所在地	群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

・協力歯科医療機関

名 称	長谷川歯科医院
所在地	群馬県太田市由良町294番地1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先、もしくは入所時にお聞きしている連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

・食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、原則的には食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・面会

感染症防止対策の為、面会に制限があります。その都度ご確認下さい。また、場合によっては面会者の確認をさせていただくことがございますのでご了承ください。

・外出・外泊

外出や外泊をされる場合には事前に職員へ申し出た上で所定の手続きをしてください。尚、外泊については、日数に制限がありますので、具体的な日程等は事前に支援相談員等にご相談ください。

・飲酒、喫煙

入所中の飲酒、喫煙につきましてはご遠慮願います。

・火気の取扱い

入所中の火気の取扱いは禁止させていただきます。

・設備・備品の利用

施設内の設備や備品は大切にご使用ください。万が一、設備・備品を破損した場合は弁償していただくこともあります。

・所持品・備品等の持ち込み

日常ご使用されている愛用品については、原則的にお持ちいただいても結構です。ただし、他の利用者等に影響のないものに限りです。

・金銭・貴重品の管理

金銭や貴重品は原則的にお持ちにならないようお願いいたします。盗難・紛失については当施設は責任を負いかねます。

・受診、薬剤の処方

入所中の標準的な医療行為、薬剤の処方等は、当施設で行います。尚、当施設での薬剤の処方については、効果は同等であっても名称の異なる薬剤（ジェネリック医薬品）を原則的に使用しますので予めご了承ください。外出や外泊中においても同様に、他の医療機関に受診したり、投薬を受けたりすることは原則的にはできませんが、急変時等はこの限りではありません。やむを得ず他の医療機関等に受診したり、投薬を受けたりした場合は、当施設に必ず連絡してください。

・面会時のペットの持ち込み

面会にお越しいただく方のペットの持ち込みは可能ですが、持ち込まれる際に受付窓口にお声かけください。

・移室、移転

入所中、療養上の事由等によりベッド、部屋、フロアを異動していただく場合がありますので予めご了承ください。

・携帯電話の持ち込み及び使用について

携帯電話の持ち込みは原則的にお持ちいただいても結構ですが、療養上に支障が生じる場合はご相談させていただくことがございます。また、使用に関しては他の利用者の迷惑にならないよう配慮をお願い致します。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員ならびに介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談担当：佐藤 優彦・多田 典子・西澤 章子

電話番号：0277（52）2700

受付日時：月曜から金曜 午前9時から午後5時まで

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。